

(仮称) 仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会設置要綱

(平成 29 年 7 月 10 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 本市における自転車の安全利用の促進を目的とする (仮称) 仙台市自転車安全利用条例案 (以下「条例案」という。) を策定するに当たり、有識者等から意見を聴取するため、(仮称) 仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会 (以下「懇談会」という。) を設置する。

(協議事項)

第 2 条 懇談会は、条例案の立案に関することについて、協議するものとする。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、弁護士、自転車損害賠償保険に関し識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 条 懇談会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 座長は、懇談会の会議を招集し、その議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、市民局生活安全安心部自転車交通安全課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 29 年 7 月 10 日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。